

2023年3月24日

各 位

会 社 名 株式会社翔薬
代表者名 代表取締役社長 大黒 勇一郎
問合せ先 経営企画室 室長 清水 英明
(TEL 092-471-2308)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

株式会社翔薬(以下、「当社」)は、独立行政法人国立病院機構 (NHO) が発注する「九州エリア」に所在する病院が調達する医薬品の入札に関し、2021年11月9日に公正取引委員会から立入検査を受けておりましたが、本日、公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為が認められるとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

本件は2020年12月9日に親会社であるスズケンが開示した再発防止策*の導入以前に行われていた事案であり、当社は、本件の内容も踏まえた再発防止策を既に導入・継続しております。

このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、ステークホルダーの皆様には、ご迷惑をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

*再発防止策等の詳細については、2020年12月9日スズケン適時開示資料

(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/9987/tdnet/1911773/00.pdf>) をご参照ください。

1. 排除措置命令の概況

当社は、「九州エリア」に所在する独立行政法人国立病院機構 (NHO) が運営する病院が競争入札の方法により調達する医薬品の入札に関し、平成28年度(2016年度)から令和元年(2019年度)実施の各入札に関して、他社と共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするなど独占禁止法第3条(不当な取引制限)に違反する行為を行っていたとして、当該違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を講ずることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概況

納付すべき課徴金の額*	1億3,328万円
納付期限	2023年10月25日

*なお、当社は本件について公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請した結果、対象となる入札全てに対して課徴金の50%減免が認められております。

以 上